

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和4年3月24日・東京都規則第24号

1 概要

(1) 改正理由

ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における優良事業所基準への適合の検証について、実地調査方法の見直しを行い、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の影響も踏まえ、検証の質を確保しながら円滑に実施できる仕組みとするため、所要の改正を行う必要がある。

また、その他法令改正に伴い規定を整備する。

イ 水質汚濁緊急時の措置

令和3年10月7日付環境省告示第62号による水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）の改正を踏まえ、規則で規定している水質汚濁緊急時の発令条件を改める必要がある。

(2) 改正内容

ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

規則第5条の12第1項第3号の規定について、引き続き検証主任者による立会いを原則としつつ、検証主任者が事前に注意点を明示し、遠隔で監督・助言できる体制を確保する場合は、現地での確認業務等に限り、同項第2号の講習会等を修了した検証主任者以外の者の立会いをもって検証主任者による立会いに代えることができるよう改める。

また、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）の改正に伴う根拠条文の条ずれに対応するために規定整備を行う。

イ 水質汚濁緊急時の措置

規則別表第 20 に掲げる水質汚濁緊急時の発令条件に係る六価クロムの値を次のように改める。

規則別表第 20 (水質汚濁緊急時の発令条件)

単位 1 リットルにつきミリグラム

項目		注意報等に係る河川水中の濃度	警報に係る河川水中の濃度
六価クロム	現行	0.1	0.25
	改正	0.04	0.1

2 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

3 問合せ先

- (1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

環境局地球環境エネルギー部総量削減課 直通 03-5388-3487

- (2) 水質汚濁緊急時の措置

環境局自然環境部水環境課 直通 03-5388-3494